十五　平成十三年総務省告示第五百五十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一二の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 一二 | 削除 |

第一項の表三一の項及び三二の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 三一 | 削除 |
| 三二 | 削除 |

第一項の表四二の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 四二 | 削除 |

十六　平成十五年総務省告示第二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三〇の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 三〇 | 削除 |

第一項の表四七の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 四七 | 削除 |

第一項の表七二の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 七二 | 削除 |

第一項の表七四の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 七四 | 削除 |

第一項の表七七の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 七七 | 削除 |

第一項の表一〇七の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 一〇七 | 削除 |

第一項の表一一一の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 一一一 | 削除 |

第一項の表一一九の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 一一九 | 削除 |

十七　平成十五年総務省告示第三百四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 三 | 削除 |
| 七 | 削除 |
| 八 | 削除 |
| 九 | 削除 |

十八　平成十六年総務省告示第九百四十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七の項から九の項までを次のように改める。

| | |
|---|---|
| 二 | 削除 |
| 三 | 削除 |
| 四 | 削除 |
| 五 | 削除 |

第二項の表七の項中「同」を「同右」に改め、同表一三の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 一三 | 削除 |

第二項の表一四の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表一五の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

十九　平成十七年総務省告示第二十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二の項から五の項までを次のように改める。

| | |
|---|---|
| 四一 | 削除 |
| 四二 | 削除 |

二十　平成十七年総務省告示第八百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表四一の項及び四二の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 四五 | 削除 |

表四五の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 七八 | 削除 |

表七八の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 八四 | 削除 |

表八四の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 三三 | 削除 |
| 三四 | 削除 |
| 三五 | 削除 |

二十一　平成十七年総務省告示第千九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三三の項から三五の項までを次のように改める。